

○小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

平成17年5月15日

改正

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成21年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成28年5月31日

平成29年4月1日

平成30年4月27日要綱第59号

平成31年4月25日要綱第39号

令和2年5月8日要綱第81号

令和3年3月31日要綱第111号

令和3年3月31日要綱第137号

令和4年4月1日要綱第42号

令和4年10月11日

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生家庭部門における温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、家庭用エネルギー高度利用システムを設置する者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するものの

ほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 この要綱に規定する補助事業は、小田原市再生可能エネルギー事業奨励金の交付の対象外とする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、補助の対象としない。

4 ゼロカーボン推進課長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、市税総務課長に対し、その者の個人情報を提供し、市税に滞納があるか否かを確認するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

6 市長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の個人情報を提供し、前項に定めるもののいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

7 市長は、交付の決定を受けた者が、第3項又は第5項に定めるものに該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受け

なければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) この要綱に規定する補助金の交付決定を受けた者は、同一年度内において、同一の種類補助金交付決定を受けることはできない。

(5) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第5条 前条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

(1) 氏名又は名称の変更

(2) 連絡先の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更であると認めるもの

2 市長は前項の承認をしたときは、申請者に小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 申請者は、第1項ただし書の規定による軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届（様式第4号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式及び交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 規則第9条第3項又は第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第6号）によるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告書の様式は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金実績報告書(様式第7号)によるものとし、当該報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という)に対し、必要に応じて利用状況等のデータの提供その他協力を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第18条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、規則第18条の承認を受けようとするときは、財産の処分の制限に係る承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、補助事業者に対し、財産の処分の制限に係る承認通知書(様式第9号)を交付するものとする。この場合において市長は、必要に応じて条件を付すことができる。

4 補助事業者は、前項の承認を受けた財産を処分したときは、財産の処分の制限に係る報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、その者から交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 3 条第 5 項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第 13 条第 3 項後段に規定する条件を付したとき。
- (4) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項及び規則 17 条第 1 項の規定に基づく補助金の返還を決定したときは、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金返還命令通知書（様式第 11 号）を交付するものとする。

（実施細則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 5 月 15 日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。
- 2 小田原市低公害車導入補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 1 日制定）及び小田原市住宅用太陽光発電システム整備費補助金交付要綱（平成 12 年 5 月 15 日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の様式第 7 号及び様式第 13 号の規定は、公布の日から適用する。なお、家庭用エネルギー高度利用システム及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの申請に係る補助金については、当面の間、従前の例によることができる。

別表（第 2 条～第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条関係）

- 1 家庭用エネルギー高度利用システム

補助金交付の目的	家庭用エネルギー高度利用システムを導入する者に対して補助金を交付することにより、家庭部門のエネルギー利用の
----------	---

	<p>高度化を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。</p>
<p>補助対象者</p>	<p>自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に家庭用エネルギー高度利用システムを導入する又は家庭用エネルギー高度利用システムが導入された住宅を自らの居住用として購入し居住する個人とする。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たす家庭用エネルギー高度利用システムを取得し、自らが居住する住宅に熱又は電気を供給すること。</p> <p>(1)燃料電池システム</p> <p>ア 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムであること。</p> <p>イ 設置前において、使用に供されたものでないこと。</p> <p>ウ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が登録するものであること。</p> <p>エ 同一年度内において、本市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。</p> <p>(2)蓄電池システム（定置型）</p> <p>ア 再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需給のピーク時など必要に応じて電気を活用できるシステムであること。</p>

		<p>イ 設置前において、使用に供されたものでないこと。</p> <p>ウ 太陽光発電設備が設置されている又は新たに設置される住宅に導入される蓄電池であること。</p> <p>エ 同一年度内において、本市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。</p> <p>(3)蓄電池システム（電気自動車）</p> <p>ア 当該電気自動車の導入により新たに蓄電池システムとして機能するものであること。</p> <p>イ 一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両として登録されている電気自動車であること。</p> <p>ウ 充電設備等を介して建物と電氣的に接続されるものであること。</p> <p>エ 同一年度内において、本市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業ではないこと。</p>
補助金額		<p>(1)燃料電池システム 3万円</p> <p>(2)蓄電池システム 5万円</p>
交付申請書	様式	様式第1号その1
	提出期限	家庭用エネルギー高度利用システムの設置工事に着手する前（電気自動車にあっては車両の登録前）、又は家庭用エネルギー高度利用システム付きの住宅を購入する前であって、補助事業を実施する年度の2月末日まで

	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 (燃料電池システム及び定置型蓄電池システムの場合) 導入する家庭用エネルギー高度利用システムの設置場所及び工事期間が確認できる売買契約書等の写し 2 (燃料電池システム及び定置型蓄電池システムの場合) システムの概要がわかる書類 (仕様書等) 3 (定置型蓄電池システムの場合) 蓄電池システムを導入する当該住宅に太陽光発電設備が設置されている又は設置することがわかる書類 4 (電気自動車の場合) 導入する車両の注文書の写し 5 (電気自動車の場合) 充電等に係る設備を設置することがわかる書類 (見積書の写し等) 6 申請者の身分証明書の写し (申請者自ら来庁して申請する場合を除く) 7 その他市長が必要と認める書類
	補助金交付決定通知書様式	様式第5号
	交付決定通知書の交付時期	交付申請書收受後おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる書類 (領収書の写し (補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合には、補助対象経費の支払い証明書 (様式第13号)) 2 (燃料電池システム及び定置型蓄電池システムの場合) 家庭用エネルギー高度利用システムの導入後の写真 3 (燃料電池システム及び定置型蓄電池システムの場合)

	<p>当該住宅に居住していることを示す住民票</p> <p>4 (燃料電池システム及び定置型蓄電池システムの場合) 導入した家庭用エネルギー高度利用システムの保証書の写し</p> <p>5 (定置型蓄電池システムにおいて太陽光発電設備が新規導入の場合) 太陽光発電設備の導入後の写真</p> <p>6 (電気自動車の場合) 申請者と使用者が同一である自動車検査証の写し</p> <p>7 (電気自動車の場合) 充電等に係る設備の導入後の写真</p> <p>8 申請者の身分証明書の写し (申請者自ら来庁して申請する場合を除く)</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
提出期限	導入完了日から1か月を経過した日、又は導入完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日
補助金の交付の時期	実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限	補助の対象となった家庭用エネルギー高度利用システムは、導入完了日(家庭用エネルギー高度利用システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日)から起算して、6年以上所有し、使用しなければならない。ただし、家庭用エネルギー高度利用システムのうち蓄電池システムとして導入された電気自動車にあつては、使用開始日から起算して4年以上継続して使用しなければならない。

2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

補助金交付の目的	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築又は建売住宅供
----------	----------------------------

		<p>給者等から購入する者に対して補助金を交付することにより、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。</p>
	補助対象者	<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築又は購入し、自らの居住用として居住する個人とする。</p>
	補助対象事業	<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築するため、次の設備（以下「補助対象設備」という。）を導入する又は補助対象設備が導入されたネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを購入すること。</p> <p>暖冷房設備、換気設備、給湯設備、照明設備、創エネルギー設備</p> <p>同一年度内において、本市の家庭用エネルギー高度利用システム補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業でないこと。</p>
	金額	<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス1件につき10万円とする。</p>
交付申請書	様式	<p>様式第1号その2</p>
	提出期限	<p>補助対象設備の導入工事に着手する前、又は補助対象設備が導入された住宅を購入する前であって、補助事業を実施する年度の2月末日まで</p>
	添付書類	<p>1 導入する機器、導入する場所及び工事期間が確認できる売買契約書等の写し</p> <p>2 省エネ性能表示により「ZEH」、「Nearly ZEH」、「ZEH oriented」若しくは「ゼロエ</p>

		<p>ネ相当」の評価を受けたことを示す評価書、又は国等のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金に係る交付決定通知書の写し</p> <p>3 申請者の身分証明書の写し（申請者自ら来庁して申請する場合を除く）</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式		様式第5号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書收受後おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<p>1 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる書類（領収書の写し（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合には、補助対象経費の支払い証明書（様式第13号））</p> <p>2 補助対象設備の導入後の写真</p> <p>3 施工証明書（様式第12号）</p> <p>4 当該住宅に居住していることを示す住民票</p> <p>5 申請者の身分証明書の写し（申請者自ら来庁して申請する場合を除く）</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
	提出期限	導入完了日の属する年度の3月末日
補助金の交付の時期		実績報告書提出後1か月以内
財産の処分の制限		補助対象者は、補助対象設備を5年以上所有し、使用しなければならない。（補助対象設備が導入された住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日から5年以上所有し、

	使用しなければならない。)
--	---------------

3 太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備を導入する者に対して補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化防止に向けて市民の意識の高揚を図ることを目的とする。
補助対象者	自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に自己所有型太陽光発電設備を導入する又は自己所有型太陽光発電設備が導入された住宅を自らの居住用として購入し居住する個人とする。
補助対象事業	次に掲げる要件をすべて満たす住宅の屋根等へ導入する自己所有型太陽光発電設備を取得すること。 1 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの (1) 国際電気標準の規格又は日本産業規格に適合しているもの (2) 一般財団法人電気安全環境研究所等の第三者認証を受けているもの 2 太陽光発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、設置前において、使用に供されたものでないこと。 3 同一年度内において、本市の他の補助金と併用されるものではないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 4 導入又は購入し居住する建物の所有権が、申請者に属さない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
補助金額	太陽光発電設備 1 件につき 5 万円とする。

交 付 申 請 書	様式	様式第1号その3
	提出期限	太陽光発電設備の設置工事に着手する前、又は太陽光発電設備付きの住宅を購入する前であって、補助事業を実施する年度の2月末日まで
	添付書類	<p>1 次に掲げる要件を満たす太陽光発電設備の設置工事請負契約書又は住宅の購入契約書（要件を満たさない場合は、それが分かる書類を追加で添付すること。）</p> <p>（1） 補助対象設備が契約に含まれている契約であり、補助対象設備に係る経費の内訳が確認できること。</p> <p>（2） 工事着手予定日及び工事完了予定日が明記されていること（建売の場合は、引渡し予定日が明記されていること。）。</p> <p>2 導入する太陽光電池モジュールの型式が確認できる書類（仕様書等）</p> <p>3 導入するパワーコンディショナーの型式が確認できる書類（仕様書等）</p> <p>4 申請者の身分証明書の写し（申請者自ら来庁して申請する場合を除く）</p> <p>5 導入する太陽光発電設備又は購入する建物の所有権が、申請者に属さない場合は、同意書（様式第14号）</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
補助金交付決定通知書様式	様式第5号	
交付決定通知書の交付時期	交付申請書收受後おおむね1か月	
実	様式	様式第7号

績 報 告 書	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の費用を支払ったことがわかる書類（補助対象設備に係る金額が領収書に記載されていない場合や領収書がない場合には、補助対象経費の支払い証明書（様式第13号）） 2 導入又は購入し居住する建物において、太陽光発電設備が使用されていることがわかる書類 3 設置が完了したことがわかる書類（保証書等） 4 当該住宅に居住していることを示す住民票 5 設置状況を示すカラー写真（設置環境により写真撮影できない場合は、設備等の配置図） 6 申請者の身分証明書の写し（申請者自ら来庁して申請する場合を除く） 7 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	導入完了日から1か月を経過した日、又は導入完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日
補助金の交付の時期	実績報告書提出後1か月以内	
財産の処分の制限	補助の対象となった太陽光発電設備は、導入完了日（太陽光発電設備付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日）から起算して、17年以上所有し、使用しなければならない。	

様式第1号その1（第3条関係）

様式第1号その1（第3条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書
（家庭用エネルギー高度利用システム）

年 月 日

小田原市長 様

（申請者）

郵便番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	
生年月日	年 月 日生
性別	男 ・ 女

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金（家庭用エネルギー高度利用システム）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、市税納付状況及び暴力団・暴力団員でないことを確認するため、本申請書に記載された情報を市税総務課及び神奈川県警察本部に照会することに同意します。

（申請内容）

対象事業 （申請される補助事業1 つに☑をしてください。）	<input type="checkbox"/>	燃料電池システム
	<input type="checkbox"/>	蓄電池システム（定置型）
	<input type="checkbox"/>	蓄電池システム（電気自動車）
設置場所	小田原市	
事業の区分	新築 ・ 建売 ・ 既築	
事業の着手 及び 完了の予定期日	着手予定日	令和 年 月 日
	完了予定日	令和 年 月 日
建売の場合	引渡予定日	令和 年 月 日
電気自動車の場合	納車予定日	令和 年 月 日
経費（補助対象設備）	円（税抜）	
経費（工事費・その他）	円（税抜）	

(補助金事務手続きの代行について) ※本人が手続きされる場合、記載不要です。

私は、(会社名) _____ (担当者名) _____ を
小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金事務手続きの代行者として選任いたします。

(申請者署名) _____

(代行者の連絡先等)

郵便番号	
住所	
会社名	
担当者	部署：
	氏名：
	氏名 (フリガナ)：
連絡先 (電話番号)	
連絡先 (メールアドレス)	

様式第1号その2（第3条関係）

様式第1号その2（第3条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

年 月 日

小田原市長 様

(申請者)

郵便番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	
生年月日	年 月 日生
性別	男 ・ 女

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、市税納付状況及び暴力団・暴力団員でないことを確認するため、本申請書に記載された情報を市税総務課及び神奈川県警察本部に照会することに同意します。

(申請内容)

対象事業	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス				
設置場所	小田原市				
事業の区分	新築 ・ 建売 ・ 改修				
事業の着手 及び 完了の予定期日	着手予定日	令和	年	月	日
	完了予定日	令和	年	月	日
建売の場合	引渡予定日	令和	年	月	日

(補助対象内訳)

暖冷房設備	種類	
	メーカー名	
	型番	
	設備金額	円（税抜）

給湯設備	種 類	
	メーカー名	
	型 番	
	設 備 金 額	円 (税抜)
換気設備	種 類	
	メーカー名	
	型 番	
	設 備 金 額	円 (税抜)
照明設備	(導入するものに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印) <input type="checkbox"/> LED照明 <input type="checkbox"/> 蛍光灯 (インバータタイプで100 (lm/w))	
	設 備 金 額	円 (税抜)
創エネルギーシステム	種 類	
	メーカー名	
	型 番	
	設 備 金 額	円 (税抜)

(補助金事務手続きの代行について) ※本人が手続きされる場合、記載不要です。

私は、(会社名) _____ (担当者名) _____ を
小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金事務手続きの代行者として選任いたします。

(申請者署名) _____

(代行者の連絡先等)

郵便番号	
住所	
会社名	
担当者	部署 :
	氏名 :
	氏名 (フリガナ) :
連絡先 (電話番号)	
連絡先 (メールアドレス)	

様式第1号その3（第3条関係）

様式第1号その3（第3条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書
(太陽光発電設備)

年 月 日

小田原市長 様

(申請者)

郵便番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	
生年月日	年 月 日生
性別	男 ・ 女

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金（太陽光発電設備）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、市税納付状況及び暴力団・暴力団員でないことを確認するため、本申請書に記載された情報を本市の市税総務課及び神奈川県警察本部に照会することに同意します。

(申請内容)

対象事業	太陽光発電設備		
設置場所（住所）	小田原市		
事業の区分	新築 ・ 建売 ・ 改修		
事業の着手 及び完了の予定期日	着手予定日	年	月 日
	完了予定日	年	月 日
建売の場合	引渡予定日	年	月 日
経費（太陽電池モジュール 及びパワーコンディショ ナー）	円（税抜）		
経費（その他）	円（税抜）		

(補助金事務手続きの代行について) ※本人が手続きされる場合、記載不要です。

私は、(会社名) _____ (担当者名) _____ を
小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金事務手続きの代行者として選任いたします。

(申請者署名) _____

(代行者の連絡先等)

郵便番号	
住所	
会社名	
担当者	部署：
	氏名：
	氏名（フリガナ）：
連絡先（電話番号）	
連絡先（メールアドレス）	

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号 _____
住所又は所在地 _____
ふりがな _____
氏名又は名称 _____
電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更等の承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 申請の区分 変更 ・ 中止 ・ 廃止

4 申請の内容

変更等前	
変更等後	

5 変更等の理由

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 ④

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業の変更等について、次のとおり承認をしたので、通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号
- 3 承認の内容

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

軽微な変更届

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号 _____
住所又は所在地 _____
ふりがな _____
氏名又は名称 _____
電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金に係る事業について次のとおり変更をしたので、届け出ます。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 変更の内容

変更前	
変更後	

4 変更の理由

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

（表面）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金について、次のとおり決定したので、通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 交付決定額 円

3 交付対象となる事業の内容

年 月 日付け小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付申請書

記載のとおりとする。

(裏面)

(交付の条件)

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 規則及び要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

- 1 補助事業の変更等の承認を受けようとする場合は、小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金変更等承認申請書(様式第2号)に根拠書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称の変更

(2) 連絡先の変更

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか市長が軽微な変更と認める事項

- 2 軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

- 1 交付申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付の決定の取消し)

- 1 市長は、交付の決定を受けた者が、要綱第3条第3項又は第5項各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定を取り消すことができる。

(報告等)

- 1 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて利用状況のデータの提供その他協力を求めることができる。

(財産の処分の制限)

- 1 家庭用エネルギー高度利用システムについては、導入完了日(家庭用エネルギー高度利用システム付きの住宅を購入した場合は、その住宅に住民異動した日)から起算して、6年以上所有し、使用しなければならない。ただし、家庭用エネルギー高度利用システムのうち家庭用蓄電池システムとして活用する電気自動車にあっては、使用開始日から起算して4年以上継続して使用しなければならない。

- 2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスについては、補助事業により取得した財産を5年以内に処分してはならない。

- 3 太陽光発電設備については、補助事業により取得した財産を17年以内に処分してはならない

(書類の整備保管)

- 1 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 証拠書類は、当該補助事業完了日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

- 1 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 要綱第2条第5項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 要綱第12条第3項に規定する承認をしたとき。

(4) 規則及び要綱に違反したとき。

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定（一部）取消・変更通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 ⑩

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付を取り消しましたので、通知します。

1 補助金の種類

2 交付決定日及び交付決定番号 年 月 日 第 号

3 その他

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号 _____

住所又は所在地 _____

ふりがな _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

1 補助金の種類

- 家庭用エネルギー高度利用システム補助金（定置型蓄電池）
- 家庭用エネルギー高度利用システム補助金（電気自動車）
- 家庭用エネルギー高度利用システム補助金（燃料電池）
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金
- 太陽光発電設備補助金

2 交付決定日及び交付決定番号 _____ 年 月 日 第 _____ 号

3 交付決定額 _____ 円

4 設置場所

小田原市 _____

5 完了日 _____ 年 月 日

6 小田原市以外の補助金受領の有無

有り（ _____ 円） ・ 無し

様式第 8 号 (第12条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

財産の処分の制限に係る承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者) 郵便番号 _____
住所又は所在地 _____
ふりがな _____
氏名又は名称 _____
電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、財産の処分の制限に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 財産の内容

(1) 補助金の種類

(2) 交付決定年月日及び交付決定番号

年 月 日 第 号

(3) 補助金額

円

2 処分の方法及び理由

様式第9号（第12条関係）

様式第9号（第12条関係）

財産の処分の制限に係る承認通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長

Ⓔ

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、財産の処分の制限に係る承認をしたので、次のとおり通知します。

1 財産の内容

(1) 補助金の種類

(2) 交付決定年月日及び交付決定番号

年 月 日 第 号

(3) 補助金額

円

2 承認の条件

様式第10号（第12条関係）

様式第10号（第12条関係）

財産の処分の制限に係る報告書

年 月 日

小田原市長 様

(報告者) 郵便番号 _____

住所又は所在地 _____

ふりがな _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業の財産を処分したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 承認日及び承認番号 年 月 日 第 号

2 処分した財産

3 処分の方法

4 処分した日 年 月 日

様式第11号（第15条関係）

様式第11号（第15条関係）

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金返還命令通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長

㊟

次の小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助事業について、補助金の返還を命ずる。

1 補助金の種類

2 交付決定年月日及び交付決定番号

年 月 日 第 号

3 返還額

円

4 返還理由

5 納入期限

年 月 日

様式第12号
様式第12号

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

施工証明書

年 月 日

小田原市長 様

(証明者) 郵便番号 _____
 住所又は所在地 _____
 会社名 _____
 代表者の職名 _____
 代表者の氏名 _____ ⑧
 電話番号 _____

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に係る事業について、次のとおり工事が実行されたことを証明します。

建築物の名称	
建築物の所在地	
補助対象設備の工事期間 ※1	<input type="checkbox"/> 建売（工事期間は記載不要です。） <input type="checkbox"/> 新築 年 月 日～ 年 月 日
申請書に添付した BELS 評価書 又は 国等の ZEH 補助金交付決定通知書 の交付年月日	年 月 日
申請書に添付した BELS 評価書交付番号 又は 国等の ZEH 補助金交付決定 通知書の交付決定番号	
申請書に添付した BELS 評価機関名 又は 国等の ZEH 補助金交付決定 通知書発行機関名	

※1 補助対象設備（暖冷房設備、換気設備、給湯設備、照明設備、創エネルギー設備）の導入に係る工事期間を記載して下さい。
 （住宅の建築に係る基礎工事は期間に含まれません。）

様式第13号

様式第13号

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金

補助対象経費の支払い証明書

年 月 日

小田原市長 様

(証明者) 住所又は所在地 _____
会 社 名 _____
代表者の職名 _____
代表者の氏名 _____
電 話 番 号 _____

令和 年 月 日に事業完了した _____ 様の工事金額のうち小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金の補助対象となる経費について、次のとおり領収済みであることを証明いたします。

1. 入金確認日 令和 年 月 日

2. 建物の工事金額 _____ 円 (税抜)

3. 上記金額のうち、補助対象経費

- 家庭用エネルギー高度利用システム (燃料電池システム)
_____ 円 (税抜)
- 家庭用エネルギー高度利用システム (定置型 蓄電池システム)
_____ 円 (税抜)
- 家庭用エネルギー高度利用システム (電気自動車)
_____ 円 (税抜)
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
 - (1) 暖冷房設備 _____ 円 (税抜)
 - (2) 換気設備 _____ 円 (税抜)
 - (3) 給湯設備 _____ 円 (税抜)
 - (4) 照明設備 _____ 円 (税抜)
 - (5) 創エネルギー設備 _____ 円 (税抜)

太陽光発電設備（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー）

_____円（税抜）

記載の内容に誤りがないことを証します。

代表者の氏名 _____^印

様式第14号

様式第14号

太陽光発電設備の設置に係る同意書

年 月 日

小田原市長 様

小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金（太陽光発電設備）の交付を受けて設備等の設置を予定している建物は、私の所有に係るものですが、申請者が設備等を設置することを承諾し、申請者の申請内容について同意します。

（申請内容）

対象事業	太陽光発電設備
設置場所（住所）	小田原市
補助申請者住所	小田原市
補助申請者氏名	

（同意者署名） _____

（同意者の連絡先等） _____